

## 神奈川県観光振興条例について

### 1 神奈川県における条例の見直しの仕組み

神奈川県では、条例を、常に時代に合致した内容とするため、一定の周期ごとに「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づいて、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の視点から、見直すこととしている。

見直しの具体的な手順としては、制定趣旨に立ち返り、社会情勢の推移などを把握した上で、上記の視点から検討を加え、改正又は廃止の要否の判断を行うこととなる。

また、見直しにあたっては、「県民意見の聴取及び関係審議会その他学識経験者の意見の聴取の結果を適宜参考とする」こととされている。

### 2 神奈川県観光振興条例の見直し時期について

「神奈川県観光振興条例」については、その附則において、5年毎に見直しを行うことを規定しており、平成22年4月の施行から5年を経過したため、平成27年度において、見直しを行う必要がある。

### 3 今後のスケジュールについて

平成27年度中に、見直し作業を完了した上で、結果について議会（所管常任委員会）への報告を行う。

## 【見直しの検討内容】

### (1) 必要性

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定等を契機に、観光客の一層の増加を図ることが求められている中、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、観光客の増加と観光消費額の増大により、県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする本条例は、現在でも必要な条例である。

### (2) 有効性

本条例第 15 条に基づき、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興計画を定めている。当該計画には入込観光客数や観光消費額等を数値目標として掲げているが、当該計画に沿った施策の実施等によって平成 25 年には入込観光客数が過去最高を記録するなど成果を上げており、有効に機能している。

また、近年急速に増加する外国人観光客の一層の誘客を図る必要があるが、本条例第13条で観光客の受入体制整備や、第14条で外国人観光客の来訪促進が規定されているため、有効である。

### (3) 効率性

本条例第15条に基づき観光振興計画を定め、観光審議会や広く県民等から意見を聴いた上で計画的に推進している。

また、当該計画に沿った施策の実施結果について、観光審議会の評価を受けるなど検証しており、効率的に推進している。

### (4) 基本方針適合性

「かながわランドデザイン」のプロジェクトの柱 「経済のエンジン」の中に「観光」が掲げられるとともに、本条例に基づく施策は、同ランドデザインの主要施策の政策分野 「産業・労働」の施策体系に位置づけられており、基本方針に適合している。

### (5) 適法性

本条例は、観光立国推進基本法の基本理念にのっとり、同法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法、法令に抵触する内容は含まれていない。

## 【見直し結果】

現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。